令和7年度　善通寺市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金　手続きの流れ

日　程	設　置　者	善通寺市　（環境課）TEL0877-63-6307
令和7年4月1日（火） 申請書受付開始	申請書類 ―申　請―→	補助金等交付申請書受付 ※設置工事着手後の申請は認められません。
	1 補助金等交付申請書（交付規則第1号様式） 2 収支予算書（交付規則第2号様式） 3 事業計画書（要綱第1号様式） 4 メーカーカタログの写し等（発電システムを構成する太陽電池の最大出力値が確認できるもの、蓄電システム ZEHに登録されているパッケージ型番と個別機器の型番が確認できるもの） 5 太陽光発電システム等設置費用の見積書（蓄電システムを設置する場合は、設置工事費及び消費税、地方消費税を除いた蓄電システムの購入費用を明記したもの） 6 発電システム等の設置場所付近の見取図（地図） 7 工事着工前等の現況(1)～(3)を確認できる写真（撮影日付を明記する） (1)建物の全体写真（新築の場合は更地の写真） (2)設置する屋根又は設置予定場所の写真 (3)売電メーター設置前の状況（設置場所が決まっていない場合は省略可） 8 工事請負契約書等の写し 9 債権者登録申出書 ※交付決定後、住所変更をした場合は再度（変更）提出 10 住宅所有者が申請者以外の場合は住宅所有者の承諾書 【注意事項】 ※1 郵送する場合は、配達が確認できる簡易書留などを利用してください。 ※2 申請書の受付期限：令和8年1月30日（金）17時15分必着。 ※3 記入については、市ホームページ掲載の各様式の記入例を参考にしてください。	審査 （申請書に基づく現地確認等）
令和8年1月30日（金） 申請書受付終了 （予算残額が20万円に満たなくなった場合はその日まで）	補助金等交付決定通知書 （申請書を提出してから約2週間で届きます。） ←通　知―	補助金等交付決定
	※交付決定通知を受けてから設置工事に着手してください。 設置工事開始	
	設置工 工事内容の変更等 ※当初の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに環境課までご連絡ください。 ・補助事業等変更申請書（交付規則第5号様式） ・補助事業等中止（廃止）申請書（交付規則第6号様	変更申請等→ 変更申請書受付及び承認
	設置工事完了	
令和8年3月23日（月） 報告書提出期限（厳守）	実績報告書類 ―提　出―→	補助事業等実績報告書受付
	1 補助事業等実績報告書(交付規則第7号様式) 2 収支決算書（交付規則第8号様式） 3 太陽電池モジュールの製造番号表（要綱第2号様式） 4 発電システム等設置費に係る領収書の写し及び領収内訳書の写し 5 電力会社との電力受給契約書の写し(電力受給契約のご案内及び受給開始のお知らせの写し、蓄電池増設の場合は受給開始のお知らせ(蓄電池増設)の写し) 6 メーカーが発行した保証書の写し 7 発電システム等の設置状況を示す写真（撮影日付を明記する） （モジュールの設置枚数、パワコン、蓄電池の設置状況等申請時提出の写真と 対比可能なもの） 8 発電システム等の設置場所付近の見取図（地図） 9 申請者本人が発電システム等を設置した住宅に居住していることを示す住民票（コピー不可）（発行されて3ヶ月以内のもの） 10 善通寺市が発行する「滞納のない証明書」（交付決定通知日以降の日付）（発行されて3ヶ月以内のもの） 11 発電システム等付建売住宅の売買契約書の写し（建売住宅購入の場合） 12 債権者登録申出書(申請日以降に住所変更している場合) 【注意事項】 ※ 郵送する場合は、配達が確認できる簡易書留などを利用してください。 ※ 申請書の受付期限：令和8年3月23日(月)17時15分必着。 ※ 記入については、市ホームページ掲載の各様式の記入例を参考にしてください。	審査 （報告書に基づく現地確認等）
	補助金等交付確定通知書 ←通　知―	補助金等交付確定
	補助金等交付請求書類 ―提　出―→	補助金等交付請求書等受付
	1 補助金等交付請求書（交付規則第10号様式） （実績報告書と同時に提出いただいても差しつかえありません。）	
	補助金　（交付確定し請求書を提出してから約2週間で申請者口座へ振り込まれます。） ←支　払―	支払事務